

令和 8 年 10 月 3 日
＜ 問 い 合 わ せ 先 ＞
都市局市街地整備課
代表 03-5253-8111

土地区画整理法施行規則の一部を改正する省令案に関する意見募集の
結果について

国土交通省では、令和 8 年 8 月 12 日（水）から 9 月 11 日（金）までの期間において、土地区画整理法施行規則の一部を改正する省令案に関する意見募集を行いました。

上記省令案に寄せられた御意見の概要とそれに対する国土交通省の考え方を以下のとおりとりまとめましたので、公表いたします。

皆様の御協力に深く感謝申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○土地区画整理法施行規則の一部を改正する省令案に関する意見募集に寄せられた御意見と国土交通省の考え方

※合計12件の御意見等をいただきました。

※とりまとめの都合上、お寄せいただきました御意見のうち同趣旨のものは適宜集約し、また、内容を適宜要約しています。

※掲載しなかった御意見等のうち本改正に御賛同いただくものも承っております。また、本改正と直接関係がないため掲載しなかった御意見等についても、今後の施策の推進に当たって参考にさせていただきます。

番号	頂いた御意見	国土交通省の考え方
1	本改正には反対であり、むしろ、理事に関しては、公正な事業施行の確保のために、住所・氏名に加え、帰化歴・国籍・年齢・職歴をすべて公表することを義務付けるべきである。	本改正においては、土地区画整理法の規定に基づき、理事と同姓同名の組合員が存在する場合の申出の内容についても規定しており、理事を特定することは現行制度と同様に可能です。
2	本改正によって、理事の住所の一部非公開を認めるのであれば、理事と大口土地所有者の利害関係の公開、議決権構造の公開、保留地処分の詳細公開、第三者監査の義務化など、透明性確保・安全保障・第三者チェックの制度を同時に整備すべきではないか。 また、事業主体の透明性確保、説明責任の担保、住民との対話・合意形成の強化など、国土保全と公益性を確保するためのガバナンス措置を併せて整備すべきではないか。	土地区画整理法においては、組合員名簿や総会の議事録等の簿書の閲覧等の請求、事業計画の縦覧及び当該計画に対する意見書の提出等の手続により事業の透明性や合意形成を担保することとしております。
3	本改正に係る申出も含め、土地区画整理事業における各種申請・届出のデジタル化、押印見直しおよび図書の電子データ化を進めるのであれば、デジタル弱者が不利益を受けないよう紙面申請や対面サポートを維持するとともに、住民・地権者への情報周知を従来と同等以上に確保し、システム導入・維持コストが組合員や地権者へ転嫁されないための透明性を担保し、さらに偽造・なりすまし等を防止する厳格な本人確認措置によって法的安定性を確	本改正に係る申出は、組合が行う理事の氏名・住所の届出に併せて行うものであるところ、当該届出については現在においても紙面での提出が可能であり、この運用を変更するものではありません。

	保する措置を講じるべきではないか。	
4	客観的かつ具体的なK P Iを作成し、公表してほしい。	本改正に係るK P Iは設定しておりません。
5	基本的に賛成だが、理事の特定が確実にできるように、今後、登記簿を利用して理事としての個人を識別できるような措置を検討した方がよいと考える。	理事を特定する必要がある利害関係者は、組合員名簿を確認し、理事を特定することが可能です。
6	理事の住所の一部の公告後、当該理事と同姓同名の組合員が当該理事と同一の町又は字内に住所を有した場合の整理について示されたい。	